

べノ部

友^{バイ}損

嗽^{バイ}

賃貸

1
Bail.

〔本義〕「バイエトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ「バイエ」ハ
羅甸ノ「バシツラレ」ヨリ出ツ「バシツラレ」ハ「支配スル」「與フル」
「保ツ」ノ義ナリ

〔釋解〕家屋或ハ田畑ニ關スル財産ニ付テノ賃貸契約ヲ
イフ即チ下文諸語ノ如キ是レナリ○リトレ價ヲ取リ
期限ヲ定メ物件ノ「シツイサンス」(收益ナリシ)ノ部三)ヲ得
ル權ヲ讓リ與フル契約ヲイフ又其契約書ヲモイフ
〔參照〕幼者ノ財産ハ(民)四五〇、四八一、一四二九、一四三〇、
一七一八、受禁者ノ財産ハ(民)五〇九、土地賃貸ノ價ハ民

法上ノ果實タルコトハ(民)五八四、收買者ノ賃貸ヲ爲スヲ得ルコトハ(民)五九五、六〇二、夫が其婦ノ財産ニ付キ賃貸ヲ爲スヲ得ルコトハ(民)一四二九、一四三〇、賃貸ノ總則ハ(民)一七一二、一七七九、賃賃辨濟ニ付キ民事禁錮ヲ爲ス場合ハ(民)二〇六二、拿住權者カ賃貸ヲ取消サシムル場合ハ(訴)六八四、所有者ノ人權保證ハ(民)二一〇二、(訴)八九、

バイ、ア、ロアイエ

Bail à loyer.

家屋ノ賃貸

〔本義〕「ア」ハ「ユ」ナリ「ロ」アイエハ「賃賃」ナリ(エルノ部一七)

〔釋解〕「按」民法千七百十一條「バイ、ア、ロ」アイエトハ家屋及

ヒ「ム」イ「ブル」(動産ナリエムノ部八)ノ賃貸ヲイフ

〔參照〕(民)一七五二以下、



ヒ「ム」ブル「動産ナリエムノ部八」ノ賃貸チイフ

〔参照〕(民)一七五二以下、

バイ、ア、フェリム

Bail à ferme.

田畑ノ賃貸

〔本義〕「フェルム」ハ「賃貸契約」ナリ

〔釋解〕「按」民法千七百十一條「バイ、ア、フェルム」ハ田畑ノ賃貸
チイフ

〔参照〕(民)一七六三以下、

バイ、ア、シエテル

Bail à cheptel.

畜類ノ賃貸

〔本義〕「シエテル」ハ「畜類賃貸契約」ナリ(セノ部二三)

〔釋解〕畜類ノ賃貸チイフ又單ニ「シエテル」トモイフ○「按」民
法千七百十一條「バイ、ア、シエテル」ハ貸主ト借主トニ利益



チ分ツ「アニマル」(獸類ナリ)ノ賃貸チイフ
〔参照〕畜類賃貸ハ(民)五二二、一七一、一七一八、

バニウ

11 Bagne.

徒刑場

〔本義〕此語本義詳ナラス一説ニ昔「公斯坦丁堡」ニ於テ囚人チ閉チ籠メ置キタル浴場アリ之チ「ベントイフ」蓋シ「バニウ」ハ此ヨリ生シ語ナラン

〔釋解〕「バニウ」ハ「トラウ」^オ「フォルセ」(徒刑ナリテノ部一六)ニ罰セラレタルモノヲ集メ置ク場所ナリ

バン

公告

監視刑人ノ居所

111 Ban.

〔本義〕日耳曼ノ古語「バン」ナシヨリ出ツ「バン」ナシハ「指示」

〔本義〕日耳曼ノ古語「バン」ナシヨリ出ツ「バシ」ナシハ「指示」ナリ轉シテ「廣告」ノ義ト爲リ又刑人ノ住スヘキ地ヲ限リテ之ヲ指示スノ意ヨリ轉シテ監視刑人ノ「レジダシ」ス（居所ナリエルノ部三七）チイフ「トナレリ

〔釋解〕「バン」ハ事ヲ公ケニ知ラスル「トナリ」又監視刑ニ罰セラレタル者ヲ住セシムル場所チイフ

〔參照〕婚姻廣告ハ（民）六三以下、一六六以下、一九二以下、葡萄酒收納廣告（刑）四七五ノ一項、

バニスマン

追放

Bannissement.

四

〔本義〕「バニル」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニテ「バニル」ハ「國外」へ逐ヒ出ス「ノ義」又「一」ノ場所ヨリ遠サクル「ノ義」

〔釋解〕國境ノ外へ追出ス加辱刑ノ名ナリ

〔參照〕(刑)八ノ一項、二八、三二、三三、三六、四八、五六、六七、八四、八五、一一〇、一一五、一二四、二〇二、二〇四、二二九、(治)五一
八以下、

盤^{バン}句^グ嘍^ル土^ー 步^プ魯^ル 嘴^プ

倒行

Banqueroute.

五

〔本義〕伊太利ノ「バンカロタ」ヨリ出ツ「バンカロタ」ハ「バン
カ」ト「ロ」ト「ト」合成シタルモノニテ「バンカ」ハ「椅子」ナリ「ロ
ト」ハ「破滅」ノ義「バンカロタ」ハ即チ「破レタル椅子」ナリ古
〜商人義務ヲ辨濟スル能ハサル時ハ其取引所ニ陳設
セル腰掛ヲ打チ毀ツ慣習アリキ由テ身代破損ノ名ニ
轉用セリ

〔釋解〕分散人ニ大ナル過失アルキハ其分散ヲ「バンクル

〔釋解〕分散人ニ大ナル過失アルキハ其分散チ「バンクル
 ー」ト「トイフ」○「按」「バンクルー」ト「デコンファイチツル」(デノ部一
 ○)「フアイト」(エフノ部一)ノ三語ハ各區別アリ「バンクル
 ー」トハ詐偽又ハ法律ニ預定シタル過失ノ場合ニ於テ
 分散シタル商人ノ身分チイヒ「デコンファイチツル」ハ商人ニ
 非サル負債辨濟ノ力ナキ負債者ノ身分チイヒ「フアイト」
 ハ商人ノ負債辨濟ノ力ナキ者ノ身分チイフ(リトレ)ニ
 據ル)

Banqueroute simple.

尋常倒行

バンクルー、ト、センプル

〔本義〕「センプル」ハ「單一」ノ義ニテ下ノ「フロヂツル」ズニ對
 シテ用ヰル語ナリ

〔釋解〕分散人ニ譴責スヘキ過失アルモ詐偽ノ罪スヘキモノナキトキハ其分散チ「バンクルート、センプルトイフ」

〔參照〕(商)六九、五一、五八四以下、六〇一、

Banqueroute frauduleuse.

詐偽倒行

バンクルート、フロヂュルーズ

〔本義〕「フロヂュルーズ」ハ「詐偽」ナリ

〔釋解〕分散人ニ詐偽チ以テ罪スヘキモノアルトキハ其分散チ「バンクルート、フロヂュルーズ」トイフ

〔參照〕(訴)九〇五、(商)五一〇、五二一、五四〇、五九一、五九三、六〇一、六一一、(刑)四〇二、

バラトリ

Baraterie.

六

私曲

〔本義〕伊太利ノ「バラテリア」ヨリ出ツ「バラテリア」ハ同國ノ「バラト」ヨリ出ツ「バラト」ハ「欺ク人」ナリ

〔釋解〕船長、船監、水手長、水手等ノ「プレウァリカシオン」(私曲)ナリペノ部五二即チ他ニ害ヲ加ルノ意アリテ其職掌ヲ闕ク「チイフ」○リトレ荷主或ハ積荷請合人ニ對シテ犯シタル船主或ハ船長ノ「フロード」(詭欺)ナリエフノ部二六「チイフ」

〔參照〕(商)三五三、

バル

欄

Barre.

〔本義〕「パール」ハ本ト「木」又鐵ノ細ク長キモノ「チイフ」

〔釋解〕リトレ「バール」ハ裁判所ニ於テ官吏ノ居ルヘキ處
ト公衆ノ居ルヘキ處トノ間ニ設ケタル欄ナリ

バロ

Barreau.

欄坐

代言組

〔本義〕「バロ」ハ「バール」ノ轉語ナリ

〔釋解〕代訟人代言人ノ裁判所ノ座位ハ「バール」ノ前ニ在
ルナリ○リトレ「バロ」ハ訟庭ニテ代言人ノ居ルヘキ
場所チイヒ又代言人組ノ「チモイフ

バートニエ

Batonier.

代言取締

〔本義〕「バートン」ヨリ出ツ「バートン」ハ「杖」ナリ千三百四十

二年四月セシ、ニコラスガ宗教ノ集會禮式ヲ開キタル

〔本義〕「バートン」ヨリ出ツ「バートン」ハ「杖」ナリ千三百四十

二年四月セシ、ニコラスガ宗教ノ集會禮式ヲ開キタル
時ニ佛王フィリップ六世ガセシ、ニコラスノ杖ヲ携ヘテ集
會ニ臨ミ上席セシ「ア」リ此ヨリシテ代言人ノ上席者
ヲ「バートン」ニ「エ」トイフ

〔釋解〕「コンセイ、ド、ヂシプリヌ」(代言人集會)ニ上席スル代
言人ノ長ヲ「バートン」ニ「エ」トイフ○リ「ト」レ代言組ノ名譽
ヲ保チ規則ヲ行フ爲メ一時代言人中ヨリ選舉シラレ
タル代言組ノ長及ヒ其代理人ヲイフ

ボーフレル

夫ノ兄弟

妻ノ兄弟

姉妹ノ夫

Beau frère.

Belle soeur.

Beau père.

Belle mère.

ベル、スール

夫ノ姉妹

妻ノ姉妹

兄弟ノ妻

ボー、ベル

夫ノ父

妻ノ父

母ノ後夫

ベル、メル

夫ノ母

妻ノ母

父ノ後妻

ボー、フェイス

父ノ後妻

Beau fils.

ボー、フェイス

前妻ノ男

前夫ノ男

婿

ベル、ファイウ

前妻ノ女

前夫ノ女

婦

Belle fille.

〔本義〕「ボー」ハ男性「ベル」ハ女性皆「美シキ」義「フレル」ハ「兄弟」

「スール」ハ「姉妹」ナリ「ペル」ハ「父」「メル」ハ「母」ナリ「フェイス」ハ「男子」

「ファイウ」ハ「女子」ナリ

〔釋解〕リトレ 夫婦互ニ其兄弟ヲ稱シテ「ボー、フレル」トイ

ヒ 姉妹 チ「ベル、スール」トイヒ 父 チ「ボー、ベル」トイヒ 母 チ「ベル、メル」トイヒ 匹偶 ト爲シタル人ノ 男子 チ「ボー、フェイス」トイヒ 女子 チ「ベル、フィウ」トイフ 又 姉妹ノ 夫 チ「ボー、フレ」トイヒ 兄弟ノ 妻 チ「ベル、スール」トイヒ 繼父 チ「ボー、ペル」トイヒ 父ノ 後妻 チ「ベル、メル」トイヒ 女ノ 夫 チ「ボー、フィス」トイヒ 子ノ 妻 チ「ベル、フィウ」トイフ

〔參照〕(民)一六四、二〇六、

ベ子 フェイス、ド、エンウァンテル

相續ノ便益

〔本義〕「ベ子 フェイス」ハ 羅甸ノ「ベ子 フェイシオム」ヨリ 出ツ「ベ子 フェイシオム」ハ「ベ子」ト「フィシオム」ト 合成シタルモノニテ「ベ子」ハ「幸ヒ」ノ 義「フィシオム」ハ「ファセソ」ノ 轉語ニテ「爲ス」ノ 義「ベ

子 フェイス」ハ「利益」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「エンウァンテル」ハ「目錄」ナ

ハ「幸ヒ」ノ義「フェイス」オム」ハ「フアセレ」ノ轉語ニテ「爲ス」ノ義「ベ

子「フェイス」ハ「利益」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「エン」ウアン「テル」ハ「目錄」ナ
リ（イノ部二八）（口音）「ベ」子「フェイス」デ「ン」ウアン「テル」

〔釋解〕遺物相續ニ當リ直ニ之ヲ領承スルトキハ己レ一
身ノ身代ニ害アラソクテ恐ル、相續人ヲシテ義務ト
利益トノ幾許ヲ確知セシムルタメ法律ヨリ與ヘタル
特權ナリ「ベ」子「フェイス」デ「ン」ウアン「テル」ノ效ハ遺物相續ノ財
産ト相續人ノ固有財産トヲ區分シテ混淆ヲ避クルニ
在リ又「ベ」子「フェイス」デ「ン」ウアン「テル」ニ由テ相續シタル者ハ
遺物中ニ相續スル所ノ利益ノ外、責メヲ負ハス若シ死
者ノ身代ノ負債ヲ償フニ足ラサルキハ相續人ハ其債
主ニ對シ只遺物ヲ管理スルノ義務アルノミ
〔參照〕相續領承ハ（民）七七四、日限ハ（訴）一七四、目錄限リノ

相續其效其相續人ノ義務ハ(民)七九三以下、(訴)九八六以下、諸雜費ハ(訴)一三二、相續人ハ(民)七八二、登記ハ(民)二一四六、幼年者ハ(民)四六一、時効ハ(民)二二五八、

皮^ビ晏^{アン}

哽^{ビヤン}

財產

11 Bien.

〔本義〕羅甸ノ「ボナ」ヨリ出ツ「ボナ」ハ「幸福」ナリ人ノ幸福ヲ得ルハ財產ヲ以テ根基トス故ニ「財產」ノ義ニ轉シ由テ又「權」ノ本「訴」ノ本「チ」モ「ビアン」トイフ

〔釋解〕權利ノ本ト爲リ又ハ訴ノ本ト爲ルヘキ總テノモノヲイフ

〔參照〕十八歲以下ノ幼者ノ財產ハ(民)三八四ヨリ三八七マテ動產不動產ノ別ハ(民)五一六以下、無主ノ財產ハ(民)

五三九、邑ノ財產ハ(民)五四二、公舍ノ財產ハ(民)五三七、一

マテ動産不動産ノ別ハ(民)五一六以下、無主ノ財産ハ(民)

五三九、邑ノ財産ハ(民)五四二、公舎ノ財産ハ(民)五三七、一
七一、無主ノ財産ヲ有スヘキ人ハ(民)七一三、相續ヲ規
定スル爲メニ財産ノ出處ヲ搜索セサルコトハ(民)七三二、
嫁資財産ハ(民)一五四九、嫁資外財産ハ(民)一五七四、田野
ノ財産ハ(民)六七五、財産ノ所有者及ヒ賃借人ノ權利ハ
(民)八一九、分散人ノ財産管理ハ(民)四四三、倒行者ノ財産
管理ハ(民)六〇一以下、

Biens corporels.

ビアン、コルポレル

有體財産

〔本義〕「コルポレル」ハ「コル」トイフ名詞ヨリ出ツ「コル」ハ體
ナリ

〔釋解〕「按」財産ノ五感ニ觸レ得ヘキモノニシテ即チ土地

家産動産ノ如キモノチイフ下ノ無體財産ニ對スル語ナリ

Biens incorporels.

ビアン、エンコルポレル
無體^ヲ財産

〔本義〕「エンコルポレル」ハ「エン」ト「コルポレル」ト合成シタルモノニテ「エン」ハ「無」ノ義「コルポレル」ハ「體」ノ義

〔釋解〕リトレ五感ニ觸レス只思想上ニテ成立スル財産チイフ凡テ權利ナル者ハ其性質ヲ論セス皆無體ナリ而シテ人權物權ハ即チ所謂ル無體財産ナリ

〔參照〕(民)一六八九、

Biens meubles.

ビアン、ムーブル
動産

〔本義〕「ムーブル」ハ動産ナリ(エムノ部八)

動産

〔本義〕「ムーブル」ハ動産ナリ（エムノ部八）

〔釋解〕「按」單ニ「ムーブル」トイフキト同シ動産ノ謂ナリ

〔參照〕（民）五一六、五二七、五三五、

ビアン、インムーブル

Biens immeubles.

不動産

〔本義〕「インムーブル」ハ不動産ナリ（イノ部二）

〔釋解〕「按」單ニ「インムーブル」トイフキト同シ不動産ノ謂ナ

リ

〔參照〕（民）五一六、五一七以下、

ビアンフエザンス

111
Bienfaisance.

恩惠

〔本義〕「ビアン」ト「フエザンス」ト合成シタルモノニテ「ビアン」

ハ「幸福」又「恩惠」ノ義「フェザン」ハ「フェルト」トイフ働詞ノ現在分詞ヨリ出テタルモノニテ「フェル」ハ「爲ス」ノ義

〔釋解〕リトレ人ヲ惠ムヲチイフ

コントラ、ド、ビアンフェザンス

Contrat de bienfaisance.

恩惠ノ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(セノ部八三)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕一方ノ者ヨリ他ノ者ニ報償ヲ要セスシテ利益ヲ

與ル契約チイフ

〔參照〕恩惠契約ハ(民一一〇五、

皮噶彌 嗑

Bigamie.

重婚

〔本義〕羅甸ノ「ビガモス」ヨリ出ツ「ビガモス」ハ「ビ」ト「ガモス」

ト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二ツ」ノ義「ガモス」ハ本ト希

〔本義〕羅甸ノ「ビガモス」ヨリ出ツ「ビガモス」ハ「ビ」ト「ガモス」

ト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二ツ」ノ義「ガモス」ハ本ト希臘ノ語ニテ「婚姻」ノ義

〔釋解〕一時ニ二ツノ婚姻ヲ結ヒタル者ノ有様ヲイフ古
ヘハ「ビガミ」ノ罪ヲ犯ス者ハ死刑ニ處セシカ方今ハ之
ヲ徒刑ニ處ス○ハ「シツレ」最初ノ婚姻ノ解止セサルニ第
二ノ婚姻ヲ結ヒタル人ノ重罪ヲイフ
〔參照〕(民)一四七、訴訟手續ハ(民)一八八、一八九、一九〇、失踪
ノ場合ハ(民)一三九、罰ハ(刑)三四〇、

皮^ビ闌^{ラン} 噬^{バン}

財産調書

14 Bilan.

〔本義〕伊太利ノ「ビランシオ」ヨリ出ツ「ビランシオ」ハ「秤」ナ
リ今「ビラン」ハ「秤」ニテ量ルノ意ニ用ヰル

ベノ部

〔釋解〕「フアイト」(分散ナリエフノ部一)又ハ「デコンファイチュル」(破産ナリテノ部一〇)ヲ爲シタル總テノ負債主ノ有分渡分ヲ記載シタル書付チイフ

〔參照〕(訴)八九八、(商)四三九、四七六、五二二、

ビラテラル

Bilatéral.

雙務

〔本義〕「ビ」ト「ラ」テラルト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二」ツノ義「ラ」テラルハ「物」ノ一方ノ義

〔釋解〕「シ」ナラグマチク(交互ノ、義)エスノ部三〇)ニ同シ
○リトレ「ビ」ラテラルハ契約人ノ雙方共ニ義務ヲ負フ
ノ意

〔參照〕交互ノ契約ハ(民)一一〇二、

〔参照〕交互ノ契約ハ(民)一一〇二、

ビエー

手形

商用手形

一六 Billet.

〔本義〕羅甸ノ「ビラ」ヨリ出ツ「ビラ」ハ羅馬帝又羅馬法王ノ
 「返答書」若クハ其「命令書」チイフ又「書付」ノ「」ニモ用ヰル
 〔釋解〕「ビエー」ハ總テ自ラ負債ヲ認メタル書面チイフ商
 業上ニ用ヰル「ビエー」即チ「エフエド、コメルス」(商用手形ナ
 リエノ部四)ノ中ニハ裏書ヲ以テ之ヲ移轉シ他ノ式ヲ
 要セサル「」アリ即チ「レートル、ド、ジャンシツ」(爲替手形ナリ
 セノ部一九)及ヒ「ビエー、ア、オールドル」(指令手形ナリ本部
 一七)ノコトキ是ナリ○リトレ「ビエー」ハ書狀ノ小ナル
 モノニテ常ノ書狀トハ形ヲ異ニスルモノナリ商事ニ

ベノ部

テハ甲ヨリ乙ニ對シテ負フ所ノ義務ヲ記載シタル書
付チイフ〇ハシツレ金額又ハ他ノ價ヲ辨濟セント或ル
人ニ對シテ約束スル書付ナリ

〔參照〕私印ノ手形ハ(民)一三二六、一三二七、手形ヲ毀燒シ
タル者ノ刑ハ(刑)四三九、

ビエー、ア、オールドル

一七
Billet à ordre.

指令手形

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「オールドル」ハ「命令」ナリ(オノ部一一)
〔釋解〕「按」ビエー、ア、オールドルハ爲替手形ノ如キ商用手形
ニテ裏書ヲ以テ移轉シ其他ノ式ヲ要セサルモノナリ
爲替手形ハ必ス之ヲ作ル者ト之ヲ有スル者ト及ヒ之
ヲ拂フ者トノ三人アリト雖モ「ビエー、ア、オールドル」ハ手

形ヲ作ル者ト之ヲ有スル者トノ二人アルノミニテ其

ヲ拂フ者トノ三人アリト雖モ「ビエー、ア、オールドル」ハ手

形ヲ作ル者ト之ヲ有スル者トノ二人アルノミニテ其
之ヲ拂フ者ハ即チ手形ヲ作りタル者ナリ○リトレ甲
ヨリ乙ニ對シテ其負フ所ノ義務ヲ認メテ之ヲ作り乙
ニ渡ス所ノ手形ナリ其手形ハ乙ハ勿論乙ヨリ裏書ノ
式ニテ讓受タル者アルキハ甲其者ニ對シ手形ノ義務
ヲ盡サ、ルヘカラス此手形ヲ「ビエー、ア、オールドル」トイ
フ

〔參照〕(商)一八八、四四四、六三六、

ブランセン

Blanc-seing.

押印白紙

〔本義〕「ブラン」ハ「白キ」ノ義「セン」ハ「印」ナリ

〔釋解〕他ヲ信用スルニ依リ文言ヲ記セス惟花押ノミチ

ベノ部

一七九

書シテ渡シタル紙チイフ

アビウ、ド、ブランセン

Abus de blanc-seing.

押印白紙ノ妄用

〔本義〕「アビウ」ハ「妄用」ナリ（アノ部一一）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕押印白紙チ妄用シ利チ謀ルモノハ詐偽取財チ以テ論ス

〔參照〕白紙手形信任妄用ハ（刑）四〇七、

匍恩ボン 噙ボン

認可

手形

一九 Bon.

〔本義〕「ボン」ハ本ト「善キ」ノ義今此ニテハ「可ナリ」ノ義ニ用井其意ヨリシテ「認可」シタルモノ「チイフ」

〔釋解〕認可ノ義ニ用井又「ビエー」(本部一六)ノ「チイフ」

并其意ヨリシテ「認可」シタルモノヲイフ

〔釋解〕認可ノ義ニ用井又「ビエー」(本部一六)ノ「チイフ」
〔參照〕(民)一三二六、一三二七、

ボン、ペル、ド、フアミイウ

110 Bon père de famille.

善良家父

〔本義〕「ボン」ハ「善良」ナリ「ペル」ハ「父」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「フアミイウ」ハ「親屬」又「一家」ナリ

〔釋解〕善キ支配人トイフ意ナリ例へハ人ニ向ヒ某レノ事ヲ「ボン、ペル、ド、フアミイウ」ニ處置スヘシト命スル「アラノン」ニ其趣意ハ則チ善ク支配スヘシ然ラサレハ抵償ノ責アリトイフノ意ナリ○リトレ「アン、ボン、ペール、ド、フアミイウ」トイヘハ「一家ノ主タル者ノ己レノ財産ヲ治ムルカ如ク深切ニ」トイフ意ナリ

〔參照〕(民)四五〇、六〇一、六二七、一一三七、一三七四、一七二八、一七六六、一八〇六、一八八〇、

ボンヌ、フオア

111 Bonne foi.

善意

〔本義〕「ボンヌ」ハ「善良」ナリ、「フオア」ハ「意」ナリ

〔釋解〕己レニ不道理アルヲ全ク知ラサル者ヲ「ボンヌ、フオア」ノ人トイフ○リトレ人一事ヲ爲スニ當リ權利ヲ行

ヒ法律ニ循ヒタリト自ラ信スル心ヲイフ○「按」「ボンヌ、

フオア」ハ「モ」イウエ「ズ、フオア」(惡意ニ)對シテ用井ル語ナリ

〔參照〕婚姻ニ付キ善惡ノ效ハ(民)二〇一、二〇二、善惡ヲ構

成スル事柄ハ(民)五五〇、占有者ノ善意ハ(民)五四九、種樹

者建築者ノ善意ノ效ハ(民)五五五、約束ヲ行フニ付テ善

意ヲ要スルヲハ(民)一一三四、動産ヲ二重ニ賣却シタル

者建築者ノ善意ノ效ハ(民)五五五、約束ヲ行フニ付テ善

意ヲ要スルコトハ(民)一一三四、動産ヲ二重ニ賣却シタル
ハ善意ノ效ハ(民)一一四一、二二七九、辨濟ニ付キ善意ノ
效ハ(民)一二四〇、財産讓渡ニ付キ善意ヲ要スルコトハ(民)
一二六八、受取ルヘカラサル物ヲ善意ニテ受取リタル
人ハ(民)一三七六、一三七九以下、期滿免除ニ付キ善意ヲ
要スルコトハ(民)二二六五以下、必ス善意ナリト推測スル
コトハ(民)二二六八、

ボルナシウ

設界

1111
Bornage.

〔本義〕「ボルナシウ」ハ「ルボ子」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニ
テ「ボル子」ハ「境界ヲ付ル」ノ義ナリ
〔釋解〕相ヒ接シタルニツノ土地ヲ區別スルコトヲイフニ

ベノ部

ツノ土地ヲ區別スルニハ「ボルヌ」(境ナリ)ノ設置ヲ以テ
ス○リトレ「ボルナ」シ「ハ」土石若クハ垣籬等ヲ置ク「ナ
リ

〔参照〕(民六四六、

ブ
ラ
ン
ド
ン
匍
藍
鈍

ブ
オ
ン
嘴

目
標

1111
Brandon.

〔本義〕羅甸ノ「ブランド」ヨリ出ツ「ブランド」ハ草ヲ束ヲテ
作りタル標シナリ

〔釋解〕一時ノ目標ノ爲メニ物件ノ上ニ付シタル轉移ス
ルヲ得ヘキ總ヘテノ印シチイフ多クハ動産ノ拍賣物
ヲ知ラスルタメニ之ヲ用井ル故ニ「セーシ、ブランド」
(附標拿住ナリエスノ部一)ノ語アリ「セーシ、ブランド」

ハ未ダ刈り取り摘ミ取ラサル作物、林檎、梨、麥、艸等ノ拿

(附標拿住ナリエスノ部一)ノ語アリ「セーシ、プランドン」

ハ未タ刈り取り摘ミ取ラサル作物、林檎、梨、麥、艸等ノ拿住及ヒ拍賣ノ時ニ爲スモノナリ

〔参照〕(訴)六二六以下、

ブレフ、デレ

縮期減短日限

114 Brev délai.

〔本義〕「ブレフ」ハ「短キ」ノ義「デレ」ハ「日限」ナリ

〔釋解〕訴訟手續ノ成規ノ日限ヨリ短キ日限ヲイフ要急

ノ事件ニテ若シ遲緩スレハ損害ヲ生スヘキ場合ナル

トキハ訴訟人ノ願ヒニ依リ裁判官ハ日限ヲ減縮シテ

呼出ヲ爲スヲ許スヲ得可シ

〔参照〕(訴)七二、七六、四五九、八〇二、八三九、(商)六四七、

ブール 匍兒物蔚

ブエー 嘖

115 Brevet.

べノ部

簡略證書

〔本義〕「ブレフ」ヨリ出ツ「ブレフ」ハ「短キ」ノ義

〔釋解〕公證人ノ作ル書類ニテ其本書ヲ公證人ノ許トニ
 留メ置カサルモノナイフ○リトレ公證人ノ許トニ本
 書ヲ留置カス之ヲ記スルニモ亦執行權ヲ與ル書式ヲ
 用井サル書付ナリ○ハシツレ生命保險狀代理狀、受取書、
 其他簡短ノ書面并ニ通常ノ義務證書、ハ無論書入ヲ設
 ル時ニテモ「ブルウエ」ノ書面ヲ與フルヲ得ヘシ此書面ニ
 ハ執行ノ力ナシ此書面ニ執行ノ力ヲ得シメンコハ公
 證人ノ許トニ此書面ヲ還シ更ニ公證人ヨリ「グロス」(大
 字副書ナリゼノ部一一)ヲ受取ラサルヘカラス

プロキウラシオン、アン、ブルウエ

Procurat ion en brevet.

簡略委任狀

簡略委任狀

〔本義〕「プロキウラシオン」ハ「代理委任狀」ナリ（ペノ部六〇）「ア
ン」ハ「ニ」ナリ

〔釋解〕リトレ公證人ノ作ル書類ニテ公證人ノ許トニ本
書ヲ留メ置カス之ヲ記スルコモ亦執行權ヲ付シタル
書式ヲ用井サル代理委任狀ヲ云フ

ブルウエ、ド、エンウアンシオン

Brevet d' invention.

發明認定證

〔本義〕「ブルウエ」ハ上ニ見ユ「エンウアンシオン」ハ「發明」ナリ（口
音）「ブルウエ、ド、エンウアンシオン」

〔釋解〕行政官ヨリ渡シタル書面ニテ其書面ハ發明ノ所
有權ヲ要求スル人ノ爲メニ其所有權ヲ認定スルモノ

ナリ○リトレ發明者ニ其發明シタル物ヲ製シ又ハ之
ヲ賣ルノ特權ヲ附與スル書付ヲイフ
〔參照〕千八百四十四年七月五日ノ法律

一八六

Bris.

ブリ
毀壞

Bris de clôture.

ブリ、ド、クロキウル

繞圍、毀壞

Bris de porte.

ブリ、ド、ポルト

門戶、毀壞

Bris de prison.

ブリ、ド、プリゾン

監獄、毀壞

Bris de scellés.

ブリ、ド、セル

Bris de scellés.

ブリ、ド、セレ
封印、毀壞

〔本義〕「ブリ」ハ「ブリゼ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ニテ
「ブリゼ」ハ「物ヲ毀壞スル」ノ義「クロチツル」ハ「繞圍」ナリ「ポルト」ハ「門戸」ナリ「プリヅン」ハ「監獄」ナリ「セレ」ハ「封印」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ブリ、ド、クロチツル」以下四語ニ付テノ「ブリ」ハ總ヘテ
ノ「エフラクチツル」「エフラクシオン」(エノ部六、此語及ヒ「エフラクチツル」ハ皆故ラニ力ヲ用井物ヲ破壊スルチイフ)
ノ意ニ解スヘシ○リトレ暴行ヲ以テ爲シタル毀壞チ
イフ

〔參照〕繞圍毀壞ハ(刑)四五六、監獄毀壞ハ(刑)二四一、二四三

ヨリ二四六マテ、封印毀壞ハ(刑)二四九以下、

ブリ、ド、ナウイル

Bris de navire.

船艦毀壞

〔本義〕「ナウイル」ハ「艦」ナリ

〔釋解〕海上ノ災難ニテ船艦ノ破壊スルヲチイフ

〔參照〕(商)二五八、三六九、三八一、

ビウロト、ド、コンシリアシオン

二七

Bureau de conciliation.

勸解局

〔本義〕「ビウロト」ハ本ト書キ物ヲ爲シ又ハ金錢等ノ計算ヲ

爲ストキニ用ヰル卓子ナリ後チ「署局」ノ「」ニ用ヰル「ド」

ハ「」ナリ「コンシリアシオン」ハ「勸解」ナリ(セノ部五九)

〔釋解〕人民相争フ事アリテ和解ヲ乞ハント欲シ出頭シ

タルトキ治安裁判官ノ勸解ヲ爲ス場所ヲイフ

〔釋解〕人民相争フ事アリテ和解ヲ乞ハント欲シ出頭シ

タルトキ治安裁判官ノ勸解ヲ爲ス場所ヲイフ
〔參照〕(民)二二四五、(訴)八七八、

セノ部